

平成29年第4回農業委員会総会 議事録

開催日時 平成29年4月27日(木) 午前10時00分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	池之上	國 義
会長代理	11番	木 場	由美子
	1番	平 田	隆 一
	2番	川 畑	千 秋
	3番	勝 山	福 満
	4番	生 野	英 明
	5番	西久保	清 助
	6番	久木山	純 広
	7番	古 賀	久美子
	8番	別 府	嶺 頭
	9番	前 田	博 隆
	10番	松 下	進

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	内 田	金 治
串木野地区2	原 口	壽 藏
市来地区	樋ノ口	正 信

出席職員 芹ヶ野國男局長、萩内伸哉主幹、内門雅代主査

議事録署名委員 (3番 勝山 福満委員・4番 生野 英明委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1	報告議案第8号	耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて
日程第2	報告議案第9号	農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り消し(1件)について
日程第3	報告議案第10号	農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げ(1件)について
日程第4	議案第19号	農地法第3条第1項の規定による許可申請(3件)について
日程第5	議案第20号	農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について
日程第6	議案第21号	農地法第5条第1項の規定による許可申請(7件)について
日程第7	議案第22号	農用地利用集積計画(案)(6件)について(新規6件)

会議の概要

- 局長 ただ今から第4回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 あいさつ。
- 局長 本日の総会は、農業委員12名、推進委員3名が出席されておりますので、総会は成立しております。それではいちき串木野市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- 「異議なし」と呼ぶ者あり
- 議長 それでは議事録署名委員は、3番委員、4番委員にお願いします。ただ今から議事に入ります。日程第1報告議案第8号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。
- 事務局 資料の1ページをお願いします。日程第1報告議案第8号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてご説明申し上げます。今までの非農地判断に対して問い合わせ等があり、非農地判断を取り消す事案が出て参りましたのでご報告いたします。欄外にありますように、取り消しの内容としましては、以前から耕作しているが3人で6筆3,924㎡であります。うち2筆につきましては、この後で3条申請が出ております。これまでの状況についてはご覧のとおりです。報告を終わります。
- 議長 ただ今、説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
- 「なし」と呼ぶ者あり
- 議長 なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第2報告議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り消しについてを議題とします。
- 事務局 2ページをお願いします。日程第2報告議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り消しについてご説明申し上げます。No.1についてご説明申し上げます。譲受人が、譲渡人の所有する畑○○㎡外

○筆を譲り受けたという申請が、平成 28 年 11 月 14 日に提出され、12 月 26 日に許可されましたが、譲受人の財産の変化により土地代金の支払が不可能となったため、3 月 30 日、許可指令書の取り消し願いが提出されました。以上です。

議長 　　ただ今、説明がありました。何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第 3 議案第 10 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取り下げについてを議題とします。

事務局 　　4 ページをお願いします。日程第 3 報告議案第 10 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取り下げについてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡を譲り受け、貸駐車場・墓地・倉庫に利用したいとのことで、平成 28 年 12 月の農業委員会総会に諮り、県に進達しましたが、平成 29 年 3 月 30 日付で許可申請書の取り下げ願いが提出されました。なお、県からは取り下げ願いに係る受理通知書が 4 月 4 日付で届いております。取り下げの理由としましては、申請地内の墓地に挟まれた土地を含めて利用する計画でありましたが、墓地部分を分筆して、墓地を除いた残りの部分で再度申請することになったため、今回取り下げを行うものであります。以上で報告を終わります。

議長 　　ただ今、説明がありました。何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第 4 議案第 19 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 　　6 ページをお願いします。日程第 4 議案第 19 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は 3 件で農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。No.1 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇〇㎡外〇筆計〇〇㎡を譲り受けたという申請です。なお、譲受人と譲渡人は親子であります。また、今回の申請で〇〇㎡となり、下限面積を超えます。調査は【正】を 8 番委員、【副】を 2 番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

8 番委員 8 番です。4 月 24 日、申請人代理人で行政書士〇〇さんの立ち会いのもと、2 番委員と私が調査を実施しましたので報告します。申請人の労働力につきましては、会社員ですけれども、土曜日、日曜日に作業ができる状況にありますので、労働力については特に問題はないと思います。農機具の保有状況につきましては、トラクターなど一式保有されております。申請地取得後の営農につきましては、家庭菜園として利用する計画であります。譲受人は労力もあり、特に問題はないと見て参りました。以上です。よろしくをお願いします。

議長 No.2 について、事務局の説明を求めます。

事務局 8 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。No.2 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を 2 番委員、【副】を 8 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

2 番委員 2 番です。報告します。申請の場所等につきましては、総会資料のとおりです。4 月 24 日 10 時より行政書士立ち会いのもと、8 番委員、私とで調査を行いました。受人は、労働力、機械等そろっており、問題はないと判断しました。なお、申請地は梅が植えてあり、自家消費することでした。耕作距離が約〇kmです。私たちの調査では、何ら問題ないと判断しました。皆さん方のご審議をよろしくをお願いします。

議長 No.3 について事務局の説明を求めます。

事務局 10 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。No.3 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇㎡を譲り受けたいという申請です。譲受人は法人のため、定款と履歴事項全部証明書を添付してあります。調査は【正】を 8 番委員、【副】を 3 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

8 番委員 8 番です。4 月 24 日、申請人の代理人で行政書士の〇〇さん立ち会いのもと、3 番委員と私が調査を実施しましたので報告します。申請地は位置図の 10・11 ページを参照してください。労働力につきましては、

常時 18 人体制で作業できる状況にありますので、特に問題はないと思われまます。農機具の保有状況につきましては、トラクターなど一式保有されております。申請地取得後の営農につきましては、肥育牛の飼料となる WCS 用稲を栽培する計画となっております。譲受人は、労力、施設とも十分あり、特に問題はないと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 No.1～No.3 まで、事務局の説明、調査員の報告がありましたが、委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第 5 議案第 20 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 12 ページをお願いします。日程第 5 議案第 20 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の No.1 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡に住宅を新築したいという申請であります。この申請地は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地である第 2 種住居地域に該当いたします。調査は【正】を 4 番委員、【副】を 7 番委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 調査員の報告をお願いします。

4 番委員 4 番です。4 月 24 日、行政書士の〇〇さんと 7 番委員で調査をして参りました。場所は、13 ページの位置図をご覧ください。ここに住宅を建築したいということで、現在は梅が 15 本ぐらい植えてありました。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は雑種地で、側溝も東と南に入っております。融資の方も済んでおり、許可が下り次第着工したいということです。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 同件について、事務局の説明、調査員の報告がありましたが、委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第 6 議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。No.1 について事務局の説明を求めます。

事務局 14 ページをお願いします。日程第 6 議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡外〇筆合計〇㎡を譲り受け、譲受人が役員を務める会社に貸駐車場及び事務所設置場所として貸し出したいとの申請です。この申請地は農地の広がり 10ha 以上ある第 1 種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、常設審議委員会への意見聴取案件となります。調査は【正】を 5 番委員、【副】を 11 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

5 番委員 5 番です。調査の報告をします。4 月 25 日午前、現地で 11 番委員と代理人である行政書士の立ち会いのもと、調査を行って参りました。現地は、大里の選果場近くであります。写真を見れば、分かると思います。地目は田となっておりますが、荒れている状態であります。ここを買い求め、〇〇市で運送業をされており、営業所として利用したいということであります。私たちの調査では、何ら問題はないと見て参りました。ご審議方よろしくをお願いします。以上です。

議長 No.2 について、事務局の説明を求めます。

事務局 16 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地で第 2 種住居地域に該当いたします。調査は【正】を 11 番委員、【副】を 5 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

11 番委員 11 番です。報告します。4 月 25 日午前 10 時から、受人と 5 番委員 3 人で調査しました。渡人と受人は親子です。場所は 17 ページをご覧ください。隣接地の畑も渡人の土地であり、梅を少し植えてありますけれども、被害はないと思います。用排水は上水道、合併浄化槽を設置し、南側にある側溝へ流すということです。何も問題はないと見て参りました。皆さん方のご審議をよろしくをお願いします。

議長 No.3 について事務局の説明を求めます。

事務局 18 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。譲受人

が譲渡人の所有する畑〇〇㎡を譲り受け、太陽光発電施設を設置したいという申請であります。この申請地は第2種農地で農地の広がり10ha未満（約1.5ha）の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地に該当いたします。調査は【正】を1番委員、【副】を6番委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 調査員の報告をお願いします。

1番委員 1番です。資料は18ページです。4月21日、行政書士立ち会いのもと、6番委員と調査いたしました。場所は19ページをご覧ください。転用目的は太陽光発電施設を設置、周囲農地に対する被害影響並びに付近の状況は、東と北が畑、西が畑と雑種地、南が雑種地となっており、被害防除計画書、被害防除誓約書が添付され、被害を及ぼす恐れはありませんでした。雨水排水は自然排水で問題なし、目的の確実性ですが、事業計画書、太陽光発電に係る設備認定通知等添付されており、許可次第速やかに着工することです。以上調査結果は問題なしと思われませんが、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 No.4について事務局の説明を求めます。

事務局 20ページをお願いします。No.4についてご説明申し上げます。借人が貸人の所有する田〇㎡を借り受け、車置場として利用したいという申請であります。この申請地はすでに車置場として利用されており始末書の添付があります。この申請地は第2種農地で、農地の広がり10ha未満（約1.5ha）の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地に該当いたします。なお、今回の申請地につきましては、平成29年第2回いちき串木野市農業委員会総会において、議案第9号No.6農地法第5条第1項により許可申請のあった申請地の隣接地であります。申請された土地については、県農村振興課において隣接地と一緒に処理すべきであるとして現在、許可が留保されているところであります。調査は【正】を6番委員、【副】を1番委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 調査員の報告をお願いします。

6番委員 6番です。4月21日金曜日、午前9時半に、行政書士〇〇さん、1番委員3名で調査いたしました。申請地については、資料の21ページをご覧ください。今回の申請は、申請地を借り受けて、駐車場として利用したいとのこと。20ページを見ていただければ分かると思いますが、先ほど、事務局よりありましたとおり、平成29年2月に申請地の南側

の土地を5条許可申請し、今回の申請地と一体で利用したいとの県からの指導に基づき、申請するものです。転用による被害防除ですが、東は原野、西は道路、北は原野、南は宅地で何ら問題はないと思います。また、農地法の許可を得ぬまま申請を埋め立てたことに対して、始末書を添付してあります。今回の申請地は、〇〇〇業を営んでいるために、駐車スペース4台確保したいという計画であります。調査したところ、何も問題はないと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長 No.5 について事務局の説明を求めます。

事務局 22 ページをお願いします。No.5 についてご説明申し上げます。借人が貸人の所有する田〇㎡（実測面積〇㎡）を借り受け、共同住宅を建築したいという申請であります。この申請地は、〇〇土地区画整理事業用地内であり、第3種農地で第1種低層住居専用区域の都市計画用途地域内農地に該当いたします。なお、今回の申請地につきましては、平成27年第11回いちき申木野市農業委員会総会において、議案第67号No.6農地法第5条第1項により許可申請があり、12月に県の許可が下りたところであります。その後、事業主が夫に変更になったことから、平成29年第2回いちき申木野市農業委員会総会において、農地転用事業計画変更に係る申請が出され、県に提出しましたが、事業主が変わったのであれば、新しい事業主名で第5条申請をすべきであるとの指導があり、今回、新たに申請するものであります。

議長 この案件につきましては、先ほども説明がありましたとおり、前回申請と同じ場所でありますので、調査を省略させていただきます。

議長 No.6 について事務局の説明を求めます。

事務局 24 ページをお願いします。No.6 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡外〇筆合計〇㎡（実測面積〇㎡）を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は〇〇土地区画整理事業用地内であり、第3種農地で第1種低層住居専用区域の都市計画用途地域内農地に該当いたします。調査は【正】を10番委員、【副】を9番委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

10番委員 10番です。調査の報告をします。4月24日午前9時半から、9番委員と代理人の行政書士立ち会いのもと調査を行いました。転用目的は、現

在借家住まいのために申請地を買い受け、自宅を建築したいとのことです。事務局から説明がありましたとおり、〇〇土地区画整理事業用地内で、宅地用に造成され、農地としては困難な土地でありました。目的の確実性は、施工会社も決定、許可後6月ごろから着工したいということで、融資証明書も添付されております。周囲には農地はなく、被害を及ぼす恐れはないと見ました。用水は上水道、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を利用して、水路が設置された南側にある歩道に流す、土地は現状のまま利用するので、土砂の流出等の恐れはない、被害防除計画書、誓約書も添付され、問題ないと思います。付近の状況は、東が宅地、西が雑種地、南と北が道路です。調査の結果、私たちが見たところでは、問題はないと見て参りました。皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 No.7 について事務局の説明を求めます。

事務局 26 ページをお願いします。No.7 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡を譲り受け、宅地分譲を行いたいという申請であります。この申請地は第3種農地で、都市計画用途地域内農地の第1種高層住居専用地域に該当します。調査は【正】を3番委員、【副】を6番委員にお願いしてあります。なお、申請書提出時は相続が済んでいなかったため、相続関係説明図等添付していただきましたが、昨日相続が済んだと報告を受け、相続後の土地の登記簿謄本（全部事項証明書）が提出されております。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

3番委員 3番です。4月22日、受人の代理人の〇〇行政書士立ち会いのもと、6番委員と調査を行いました。申請箇所は27ページをご覧ください。今回の申請は、受人が宅地造成を行い、分譲するための申請です。26ページをご覧ください。今回の申請地の北と南の土地は、平成28年12月に5条の許可が下りております。今回の申請地は真ん中にあります。渡人が複数いらっしやっただけのために、申請が遅れたとのことです。付近の状況は、北・南・西が宅地、東が市道です。被害防除計画書、残高証明書も添付されており、私たちの見たところでは、何ら問題はないと見て参りました。皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 No.1～No.7 まで、事務局の説明、調査員の報告がありました。委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第7議案第22号農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。

事務局 28ページをお願いします。日程第7議案第22号4月分の農用地利用集積計画は6件〇筆〇〇㎡、新規が6件です。よろしくお願いします。

議長 委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件については申請どおり決定をします。

以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

- _____
- _____